

定 款

新家工業株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、新家工業株式会社と称し、英文では
ARAYA INDUSTRIAL CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自転車、輸送用機器および同部分品の製造、加工ならびに
販売
2. 鋼管、型鋼および その他 金属製品の製造、加工ならびに
販売
3. 前各号に関連する機械器具の製造、加工および販売
4. 不動産の賃貸借
5. テニス用ラケットおよびその他スポーツ用品の製造、加工
ならびに販売
6. 農業用ハウスおよび同施設資材の製造、加工ならびに販売
7. 前各号に関連ある事業に対する投融資
8. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億6千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定にもとづき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有

する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 株主総会は、大阪市または石川県加賀市において開催する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の

決議にもとづき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(買収防衛策の基本方針に関する決議)

第18条 当社における買収防衛策の基本方針（当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうような買収の実現を困難にする方針）の導入、継続、変更または廃止に関する事項、及び同基本方針にもとづく新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動に関する事項については、株主総会の決議または取締役会の決議により定めることができる。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、15 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに

あたる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役、役付取締役および相談役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半

数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(期末配当および基準日)

第35条 当会社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当および基準日)

第36条 当会社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

昭和31年5月28日(改定)

昭和34年5月30日(一部改定)

昭和34年8月22日(〃)

昭和37年11月28日(〃)

昭和40年5月30日(〃)

昭和48年5月22日(〃)

昭和50年5月31日(改定)

昭和57年6月29日(一部改定)

平成3年6月27日(〃)

平成6年6月29日(〃)

平成10年6月26日(〃)

平成14年6月27日(〃)

平成15年6月27日(〃)

平成16年6月29日(〃)

平成18年6月29日(〃)

平成20年6月27日(〃)

平成21年6月26日(〃)